

平成18年3月1日農林水産省告示第217号の一部を改正する件 新旧対照表

○平成18年3月1日農林水産省告示第217号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
農 林 物 資 の 種 類	認定事項の確認を行う期間	農 林 物 資 の 種 類	認定事項の確認を行う期間
<p>即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類等（マーガリン類、ショートニング）、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、食料缶詰及び食料瓶詰（農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰）、農産物漬物、ベーコン類等（ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ）、ハンバーガーパティ等（ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ）、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、<u>そしゃく配慮食品</u>、<u>熟成ハム類</u>等（熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類）、畳表、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材、合板並びにフローリング</p>	<p>おおむね一年とする。ただし、農林水産大臣が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>即席めん、乾めん類、マカロニ類、植物性たん白、しょうゆ、ウスターソース類、風味調味料、ドレッシング、醸造酢、トマト加工品、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、乾燥スープ、マーガリン類等（マーガリン類、ショートニング）、精製ラード、食用精製加工油脂、食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、ジャム類、豆乳類、果実飲料、炭酸飲料、食料缶詰及び食料瓶詰（農産物缶詰及び農産物瓶詰、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰、水産物缶詰及び水産物瓶詰）、農産物漬物、ベーコン類等（ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ）、ハンバーガーパティ等（ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ）、チルドミートボール、削りぶし、煮干魚類、パン粉、<u>熟成ハム類</u>等（熟成ハム類、熟成ソーセージ類、熟成ベーコン類）、畳表、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材、構造用パネル、素材、合板並びにフローリング</p>	<p>おおむね一年とする。ただし、農林水産大臣が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)